

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。
 複数の医療機関を受診した場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

配慮措置が適用される場合の計算方法

例: 1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円



配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月末頃に新潟県後期高齢者医療広域連合から申請案内を郵送します(予定)

申請案内がお手元に届いたら、案内に記載の内容に沿って、口座登録の申請手続きをお願いします。

ご注意ください!

- 厚生労働省、地方自治体及び広域連合が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳をお預かりすることは**絶対にありません**。
 また、ATMの操作をお願いすることも**絶対にありません**。
- 不審な連絡があったときは、新潟県警察本部のけいさつ相談室(#9110)または消費生活センター(188)までお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

新潟県後期高齢者医療広域連合(025-285-3222)またはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。
 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入中のみなさんへ

令和4年10月1日から

一定以上の所得のある方(窓口負担割合3割の方は除く)は医療費の窓口負担割合^{※1}が**2割**になります

- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等 ^{※2}	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等 ^{※2}	1割

被保険者全体の約20%

※1 医療費の窓口負担割合とは、医療機関・薬局の窓口でお支払いいただく医療費の割合のことです。保険料とは異なります。
 ※2 住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

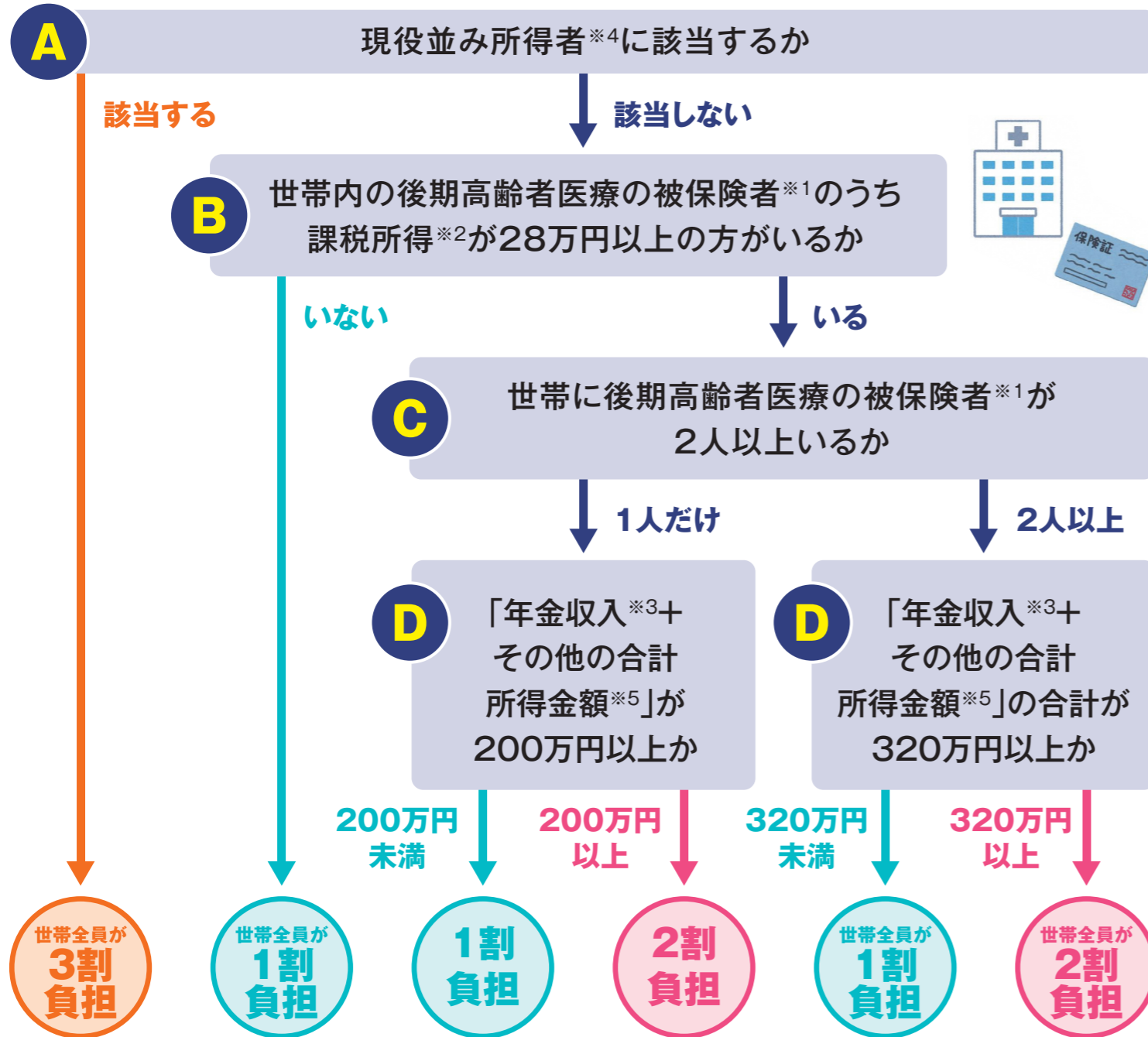
75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円) ※令和3年度予算ベース



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等をもとに、世帯単位で判定します。

（令和3年中の所得をもとに、令和4年夏頃から判定が可能になり、令和4年9月頃に被保険者証を送ります）



※1 「後期高齢者医療の被保険者」とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

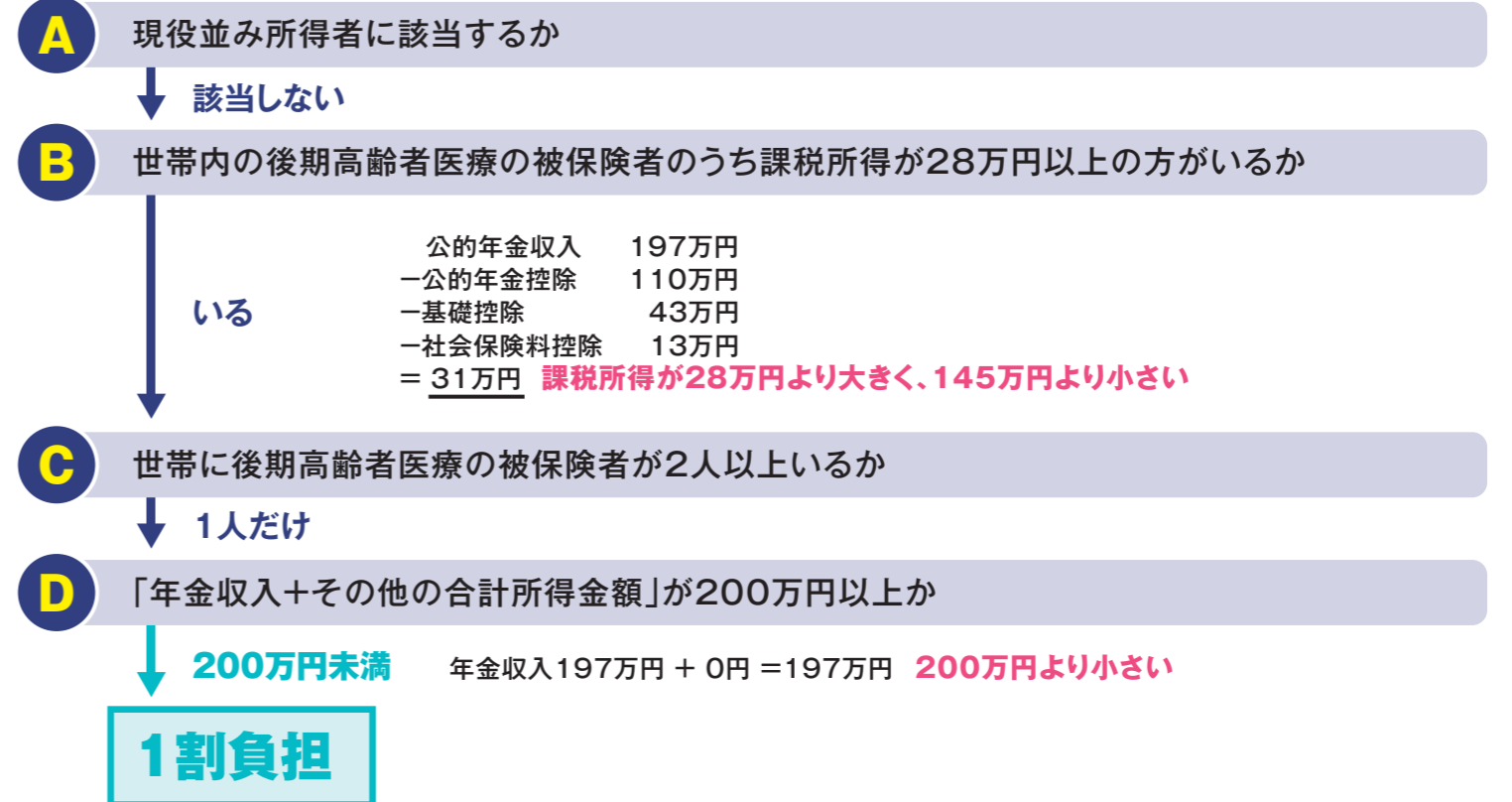
※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合判定のモデルケース

2ページ目をもとに、課税所得や年金収入の計算方法と判定方法を例示しました。

例1 75歳以上の方が1人の世帯で、公的年金収入197万円のみ、社会保険料控除13万円の場合



例2 75歳以上の方が2人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除23万円、配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円で基礎控除以外の所得控除がない場合

